

利用上の注意

1 本書は、東京都総務局統計部より刊行された「2018東京の工業（平成30年工業統計調査報告（平成29年実績））」等から抜粋加工したものである。経済産業省から公表される数値とは多少の相違を生じることがある。

2 工業統計調査の概要

(1) 調査の目的

工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）及び工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって施行される調査である。

(3) 調査の期日

平成30年工業統計調査（平成29年実績）は平成30年6月1日現在で実施された。

なお、事業所数、従業者数については平成30年6月1日現在、現金給与総額、製造品出荷額等などの経理事項については平成29年1月～12月の実績により調査された。

(4) 調査の対象

日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）による「大分類E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く。）のうち、従業者4人以上の事業所を対象とする。ただし、製造・加工又は修理を行っていない本社、本店等の事業所を除く。

なお、全事業所を調査対象とする経済センサス-活動調査は、平成24年経済センサス-活動調査が平成24年2月1日現在、平成28年経済センサス-活動調査が平成28年6月1日現在でそれぞれ実施されており、経済センサス-活動調査の創設に伴い、工業統計調査の全数調査（※）は廃止されている。

※全事業所を対象とする調査。昭和58年(1983年)以降は、平成20年(2008年)まで、西暦末尾0、3、5、8年に実施されていた。

(5) 調査の種類（甲調査及び乙調査の2種類）及び調査事項

①甲調査：従業者30人以上の事業所

②乙調査：従業者29人以下の事業所

甲調査	乙調査
① 事業所の名称及び所在地	① 事業所の名称及び所在地
② 本社又は本店の名称及び所在地	② 本社又は本店の名称及び所在地
③ 他事業所（国内）の有無	③ 他事業所（国内）の有無
④ 経営組織	④ 経営組織
⑤ 資本金額又は出資金額	⑤ 資本金額又は出資金額
⑥ 従業者数	⑥ 従業者数
⑦ 現金給与総額	⑦ 現金給与総額
⑧ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別	⑧ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
⑨ 原材料、燃料及び電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費並びに転売した商品の仕入額	⑨ 原材料、燃料及び電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費並びに転売した商品の仕入額の合計金額
⑩ 有形固定資産	⑩ 製造品出荷額等
⑪ 製造品在庫額、半製品及び仕掛品の価額並びに原材料及び燃料の在庫額	⑪ 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額
⑫ 製造品の出荷額、在庫額等	⑫ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
⑬ 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額	⑬ 主要原材料名及び簡単な作業工程

⑭ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合	
⑮ 主要原材料名	
⑯ 作業工程	
⑰ 工業用地及び工業用水	

3 集計について

(1) 本書における工場とは、工業統計調査の事業所と同義で、製造・加工部門を有している事業所のことであり、工場と同一の場所のない本社又は本店、倉庫等は含まれない。

(2) 調査期日現在において、操業準備中、操業開始後未出荷、閉鎖及び休業中の工場は含まれない。

(3) 従業者とは、個人事業主及び無給家族従業者、常用労働者並びに臨時雇用者をいうが、本書でいう従業者数は、臨時雇用者及び送出者を除いたものである（「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）により策定された標準的な指針に沿って変更）。

なお、送出者とは、個人業主及び無休家族従業者、常用雇用者並びに臨時雇用者のうち、労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など調査対象事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人をいう。

(4) 大田区内の町丁目別集計は、経済産業省からのデータを基に、区が結果公表する。

(5) 統計表中の符号の説明は次のとおりである。

「0」 「0.0」 ……零、又は表章単位未満（0.5又は0.05未満）

「—」 ……皆無又は該当数値なし

「…」 ……不詳（未調査又は数値が得られないもの）

「X」 ……秘匿数値（該当工場数1又は2に関する数値である場合、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるので秘匿した。また、該当工場数3以上に関する数値であっても、他との関連により個々の数値が判明する場合も同じ）

ただし、指定統計調査の結果における従業者数の取扱については、秘匿を解除することができることとなったため、従業者数の秘匿は行っていない。

(6) 表中の数値は単位未満を四捨五入した。また、秘匿の数値をX処理した。したがって、合計数値と内訳の計が一致しない場合がある。

(7) 主な用語の説明は次のとおりである。

ア 製造品出荷額等とは、平成29年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、くず・廃物出荷額及びその他の収入額の合計額であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

その他の収入額とは、製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、くず・廃物出荷額以外の収入額をいう。

イ 現金給与総額とは、平成29年1年間に常用労働者のうち常用雇用者（正社員・正職員等）及び「パート・アルバイト等」をいう。）に対して支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計額である。

その他の給与額とは、常用労働者のうち常用雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に対する支払額、臨時雇用者に対する給与、別経営の事業

所へ出向させている人に対する負担額などをいう。

ウ 原材料使用額等とは、平成29年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入れ額の合計であり、消費税額を含んだ額である。

エ 粗付加価値額とは、製造品出荷額等から、推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税及び推計消費税額と原材料使用額等を除いた額である。

※平成29年調査から、「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

※推計消費税額は平成13年調査から消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税の推計の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

オ 従業者1人当たり粗付加価値額とは、粗付加価値額を従業者数で除した額である。

(8) 結果の概説及び統計表における産業名の略称については、<別表1>のとおりである。

(9) 統計表中「中分類18ープラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲は、<別表2>のとおり分類される。

(10) 日本標準産業分類の第13回改定（平成25年10月30日総務省告示第405号、平成26年4月1日適用）が<別表3>のとおり実施された。

4 本書についての問い合わせ先

大田区産業経済部産業振興課工業振興担当

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

電話 03(5744)1376

〈別表1〉

産業中分類略称一覧

産業中分類番号	産業中分類名	略称	産業中分類番号	産業中分類名	略称
09	食料品製造業	食料品	21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・飼料等	22	鉄鋼業	鉄鋼業
11	繊維工業	繊維工業	23	非鉄金属製造業	非鉄金属
12	木材・木製品製造業 (家具を除く)	木材・木製品	24	金属製品製造業	金属製品
13	家具・装備品製造業	家具・装備品	25	はん用機械器具製造業	はん用機械
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	紙・紙加工品	26	生産用機械器具製造業	生産用機械
15	印刷・同関連業	印刷・同関連業	27	業務用機械器具製造業	業務用機械
16	化学工業	化学工業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子・デバイス
17	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭	29	電気機械器具製造業	電気機械
18	プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	プラスチック	30	情報通信機械器具製造業	情報通信機械
19	ゴム製品製造業	ゴム製品	31	輸送用機械器具製造業	輸送用機械
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革・同製品	32	その他の製造業	その他

※ 上記の産業中分類番号及び産業中分類名は、産業大分類の製造業に該当するもののみを表示している。

〈別表2〉

プラスチック製品製造業に分類されない製造品

分類	製造品名	分類	製造品名
13	家具・装備品	325	がん具・運動用具
1521	プラスチック製版	326	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品
1695	写真フィルム(乾板を含む)	3271	漆器
2051	手袋	3282	畳
215	耐火物	3283	うちわ・扇子・ちょうちん
2179	と石	3284	ほうき、ブラシ
2199	模造真珠	3285	喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)
2531	歯車	3289	洋傘、和傘、同部分品
2739	目盛りのついた三角定規	3289	魔法瓶
2741	注射筒	3292	看板、標識機
2744	義歯	3293	パレット
322	装身具・装飾品・ボタン・同関連品(貴金属・宝石製を除く)	3294	モデル・模型
3229	かつら	3295	工業用模型
3231	時計側	3296	レコード
324	楽器	3297	眼鏡

〈別表3〉

日本標準産業分類第13回改定に伴う工業統計調査用産業分類新旧対応表

旧	新	変更内容
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	12 木材・木製品製造業(家具を除く)	
121 製材業、木製品製造業	121 製材業、木製品製造業	
1211 一般製材業	1211 一般製材業	
1212 単板(ベニヤ)製造業	1212 単板(ベニヤ)製造業	
1213 床板製造業		
1214 木材チップ製造業	1213 木材チップ製造業	分類番号変更
1219 その他の特殊製材業	1219 その他の特殊製材業	
122 造作材・合板・建築用組立材料製造業	122 造作材・合板・建築用組立材料製造業	
1221 造作材製造業(建具を除く)	1221 造作材製造業(建具を除く)	
1222 合板製造業	1222 合板製造業	
1223 集成材製造業	1223 集成材製造業	
1224 建築用木製組立材料製造業	1224 建築用木製組立材料製造業	
1225 パーティクルボード製造業	1225 パーティクルボード製造業	
1226 繊維板製造業	1226 繊維板製造業	
1227 銘木製造業	1227 銘木製造業	
	1228 床板製造業	分類番号変更
24 金属製品製造業	24 金属製品製造業	
243 暖房装置・配管工事用附属品製造業	243 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業	名称変更
2431 配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)	2431 配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)	
2432 ガス機器・石油機器製造業	2432 ガス機器・石油機器製造業	
2433 温風・温水暖房装置製造業	2433 温風・温水暖房装置製造業	
2439 その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く)	2439 その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く)	

第13回改定 平成26年4月1日適用

目 次

結果の概説

1 概要	1
2 工場数	5
3 従業者数	7
4 製造品出荷額等	7
5 粗付加価値額	10
6 地区別状況	11

統 計 表

表 1 工場数、従業者数及び製造品出荷額等 一東京都・区・市部・郡部・島部（平成29年、28年）	15
表 2 産業中分類別工場数、従業者数及び製造品出荷額等 一東京都・大田区（平成29年）	16
表 3 産業中分類別工場数、従業者数及び製造品出荷額等 一大田区（平成29年、28年）	17
表 4 産業小分類別工場数、従業者数及び製造品出荷額等 一東京都・大田区（平成29年）	18
表 5 従業者規模別工場数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、粗付加価値額及び従業者 1 人当たり粗付加価値額 一大田区（平成25年、26年、28年、29年）	22
表 6 産業中分類別工場数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、粗付加価値額及び従業者 1 人当たり粗付加価値額（従業者4～29人） 一東京都・大田区（平成29年）	24
表 7 産業中分類別工場数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、粗付加価値額及び従業者 1 人当たり粗付加価値額（従業者30人以上） 一東京都・大田区（平成29年）	26
表 8 町丁目別工場数、従業者数及び製造品出荷額等—大田区（平成29年）	28
表 9 町丁目、産業中分類別工場数—大田区（平成29年）	30
表10 地区産業中分類別工場数—大田区（平成29年、28年）	36

平成27年実績は工業統計調査が行われなかったため、データがない。